

東京都北区ブロック塀等安全対策支援事業実施要綱

30北ま建第1595号

平成30年8月17日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、近年頻発している大地震の教訓を踏まえ、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊を防止するため、除却工事、改善工事及び建替え工事にかかる経費の一部を助成することにより、ブロック塀等の耐震性の向上等を図り、もって区民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀

コンクリートブロック造の塀をいう。

(2) ブロック塀等

コンクリートブロック造、大谷石造、レンガ造及びこれらに類する構造の塀並びにコンクリート万年塀をいう。

(3) 危険ブロック塀等

ブロック塀等のうち、北区が調査し、危険と判断したものをいう。その調査の方法については、区長が別に定める。

(4) 通学路等

区立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）で指定している通学路、東京都耐震改修促進計画において緊急輸送道路として記載している道路、防災都市づくり推進計画において記載している防災生活道路並びに東京都北区地域防災計画において記載している避難路及び土砂災害ハザードマップで記載している避難経路をいう。

(実施する事業)

第3条 東京都北区ブロック塀等安全対策支援事業として実施する事業は、次のとおりとする。

(1) ブロック塀等除却工事事業

(2) ブロック塀改善工事事業

(3) ブロック塀等建替え工事事業

(対象となるブロック塀等及びフェンス等)

第4条 前条各号に掲げる事業（以下「各事業」という。）の助成の対象となるブロック塀等（以

下「対象ブロック塀等」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 北区内に存する危険ブロック塀等であること。
- (2) 当該ブロック塀等が建築基準法（昭和25年法律第201号）上の道路又は一般の交通の用に供している通路（以下「道路等」という。）に面していること。
- (3) 道路等又は地表面から当該ブロック塀等の上端部までの垂直距離が1.0メートルを超えているものであること。
- (4) 建築物の解体又は新築等の工事に合わせて行う各事業に係るものでないこと。
- (5) この要綱に基づく助成金と同種の助成金を既に受けていないものであること。
- (6) 前条第1号に掲げる事業に係るものについては、道路等に面する一連のブロック塀等を全て除却すること
- (7) 前条第2号に掲げる事業に係るものについては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア コンクリートブロック造の塀であること。
 - イ 建築基準法上の道路に越境していないこと。
 - ウ 道路等に面する全てを改善すること。
 - エ 事業実施後の道路等からの当該ブロック塀の上端部までの垂直距離を0.5メートル以下とすること。
- (8) 前条第3号に掲げる事業に係るものについては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 道路等に面する一連のブロック塀等を全て除却すること。
 - イ 新設するフェンス等は、建築基準法上の道路内に設置しないこと。
 - ウ 確認申請を要する場合は確認済証の交付を受けたフェンス等であること。
 - エ 新設するフェンス等は、危険性が低いものとし、道路又は地表面から当該新設フェンス等の上端部までの垂直距離が2.0メートル以下であること。ただし、敷地の形状、構造等により、やむを得ない場合は、この限りでない。

（対象となる者）

第5条 各事業の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象ブロック塀等の所有者であること。ただし、不動産販売又は不動産貸付を生業とする者を除く。
- (2) 住民税を滞納していないこと。

2 前項第1号本文の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める者については、対象者としてすることができる。

(助成金の額)

第6条 各事業の助成に係る助成金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる事業 対象ブロック塀等（北区内に存する部分に限る。以下同じ。）の長さ1メートル（1メートル未満の部分については切り捨てる。以下同じ。）に付き10,000円とし、上限を30万円とする。ただし、通学路等に面する場合は対象ブロック塀等の長さ1メートルに付き20,000円とし、上限を50万円とする。
- (2) 第3条第1項第2号に掲げる事業 対象ブロック塀の長さ1メートルに付き6,000円とし、上限を20万円とする。ただし、通学路等に面する場合は対象ブロック塀の長さ1メートルに付き12,000円とし、上限を30万円とする。
- (3) 第3条第1項第3号に掲げる事業 対象ブロック塀等の長さ1メートルに付き23,000円とし、上限を60万円とする。ただし、通学路等に面する場合は対象ブロック塀等の長さ1メートルに付き40,000円とし、上限を95万円とする。

2 前項の助成金は、区の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、通学路等に面するブロック塀等については、次に掲げる交付金又は補助金を充て実施するものとする。

- (1) 国の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づく交付金
 - (2) 東京都ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付要綱（平成30年12月20日付30都市建企第976号）に基づく都の補助金
- 3 第1項の規定にかかわらず、消費税分を除く実際の工事に要した費用が同項各号に掲げる額よりも少ない場合は、その要した費用（算定した助成金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を助成金の額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、対象ブロック塀等が通学路等と通学路等以外の道路等に面する場合の上限額は、当該対象ブロック塀等が通学路等に面するものとみなして助成金の額を算定する。

(事前相談)

第7条 各事業の助成を受けようとする者は、次条の申請手続をする前に区長に相談をしなければならない。その手続の方法については、区長が別に定める。

(対象承認の申請手続)

第8条 各事業の助成を受けようとする者は、各事業の着手前かつ当該事業に係る契約前に、ブロック塀等安全対策支援事業対象承認申請書（別記第1号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、当該事業の助成の対象とするときは、ブロック塀等安全対策支援事業対象承認通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 3 区長は、前項の規定による審査の結果、当該事業の助成の対象としないときは、ブロック塀等安全対策支援事業対象不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定による申請をすることができる期間は、4月1日から12月28日までとする。ただし、期間の末日が、東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）の定める休日に当たるときは、その期間の末日前の直近の休日以外の日までとする。

（申請内容の変更）

- 第9条 前条第2項の規定により事業の対象の承認（以下「対象承認」という。）を受けた者（以下「被承認決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、速やかにブロック塀等安全対策支援事業変更承認申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、ブロック塀等安全対策支援事業変更承認通知書（別記第5号様式）により、被承認決定者に通知するものとする。
 - 3 区長は、前項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、ブロック塀等安全対策支援事業変更不承認通知書（別記第6号様式）により、被承認決定者に通知するものとする。

（事業の取りやめ）

- 第10条 被承認決定者は、事情により対象承認を受けた事業の実施が困難となったときは、速やかにブロック塀等安全対策支援事業取りやめ届（別記第7号様式）により、区長に届け出るものとする。

（対象承認の取消し）

- 第11条 区長は、被承認決定者が次のいずれかに該当するときは、対象承認を取り消すことができる。
- （1）偽り或其他不正な手段により、対象承認を受けた場合
 - （2）法令又はこの要綱の規定に違反した場合
 - （3）前条の規定に該当することとなったにもかかわらず、ブロック塀等安全対策支援事業取りやめ届（別記第7号様式）を提出しない場合
 - （4）正当な理由なく第13条第3項の完了検査を受けなかった場合
- 2 区長は、前項の規定による取消しを決定する場合は、ブロック塀等安全対策支援事業取消決定通知書（別記第8号様式）により、承認決定者に通知するものとする。

（完了報告及び助成金の交付申請）

- 第12条 被承認決定者は、対象承認を受けた事業が完了したときは、ブロック塀等安全対策支援事業完了報告書（別記第9号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて区長に報告するとともに、

ブロック塀等安全対策支援事業助成金交付申請書（別記第 10 号様式）により助成金の交付申請をするものとする。

- 2 前項の規定による報告及び申請をすることができる期間は、対象承認を受けた日から当該対象承認を受けた日の属する年度の 1 月 31 日までとする。ただし、期間の末日が、東京都北区の休日を定める条例（平成元年 3 月東京都北区条例第 1 号）の定める休日に当たるときは、その期間の末日前の直近の休日以外の日までとする。
- 3 前項の規定による期間の末日について、区長が必要と認める場合は、別の日を定めることができる。

（助成金の交付の決定）

- 第 13 条 区長は、前条の規定による報告及び申請を受けた場合は、その内容を審査し、対象承認の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付を決定し、交付すべき助成金額を確定したのち、ブロック塀等安全対策支援事業助成金交付決定通知書（別記第 11 号様式）により、承認決定者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、不適合と認めるときは、ブロック塀等安全対策支援事業助成金不交付決定通知書（別記第 12 号様式）により、被承認決定者に通知するものとする。
 - 3 区長は、前二項の決定をする前に、対象承認をした事業の完了検査を行うものとする。

（助成金の請求書及び支払）

- 第 14 条 前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「被助成決定者」という。）は、ブロック塀等安全対策支援事業助成金請求書（別記第 13 号様式）により、区長に助成金の支払を請求するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに被助成決定者に助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

- 第 15 条 区長は、被助成決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。
- （1）偽りその他の不正の手段により交付決定を受けた場合
 - （2）法令又はこの要綱の規定に違反した場合
 - （3）助成金を受け取る権利を放棄した場合
- 2 区長は、前項の規定による交付決定の取消しを決定する場合は、ブロック塀等安全対策支援事業交付決定取消通知書（別記第 14 号様式）により、被助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

- 第 16 条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われ

ているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 被助成決定者は、この要綱による助成を受けて効用が増加した財産を、ブロック塀等安全対策支援事業完了後10年以内に、助成金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年8月17日から施行する。
- 2 令和元年10月1日から令和7年3月31日までの間に限り、第6条第1項第1号中「5,000円」とあるのは「10,000円」と、「15万円」とあるのは「30万円」と、同号ただし書中「7,500円」とあるのは「20,000円」と、「25万円」とあるのは「50万円」と、同項第2号中「3,000円」とあるのは「6,000円」と、「10万円」とあるのは「20万円」と、同号ただし書中「4,500円」とあるのは「12,000円」と、「15万円」とあるのは「30万円」と、同項第3号中「10,000円」とあるのは「13,000円」と、「25万円」とあるのは「30万円」と、同号ただし書中「15,000円」とあるのは「20,000円」と、「35万円」とあるのは「45万円」と読み替えるものとする。

付 則(令和元年9月27日付31北ま建第1923号区長決裁)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以降に助成金交付申請を受理した事業について適用し、この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の東京都北区ブロック塀等安全対策支援事業実施要綱の規定により助成金交付申請を受理した事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱付則第2項の規定は、令和5年1月31日までに助成金交付申請を受理した事業について適用する。

付 則(令和3年3月31日付2北ま建第2679号区長決裁)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以降に助成金交付申請を受理した事業について適用し、この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の東京都北区ブロック塀等安全対策支援事業実施要綱の規定により助成金交付申請を受理した事業については、なお従前の例による。

付 則(令和4年1月5日付3北ま建第2233号副区長専決)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和４年３月２９日付３北ま建第２５３４号区長決裁）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

- 付 則（令和５年３月３１日付４北ま建第２５０８号区長決裁）
- １ この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
 - ２ 改正後の要綱付則第２項の規定は、令和６年１月３１日までに助成金交付申請を受理した事業について適用する。

- 付 則（令和６年３月１２日付５北ま建第２５００号区長決裁）
- １ この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
 - ２ 改正後の要綱付則第２項の規定は、令和７年１月３１日までに助成金交付申請を受理した事業について適用する。

- 付 則（令和７年３月１８日付６北ま建第２６３３号区長決裁）
- １ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

ブロック塀等安全対策支援事業対象承認申請書（別記第 1 号様式）に添付する書類	
○ ブ ロ ッ ク 塀 等 除 却 工 事 事 業	- 対象ブロック塀等の所有者である旨が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類 - 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し - 登記事項証明書（登記簿謄本）（6 箇月以内に発行されたもの） - 対象者が住民税を滞納していない旨が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類 - 通年を通して住民税を納税している旨が確認できる書類の写し - 現在非課税である旨が確認できる書類の写し - 対象ブロック塀等の位置を記載した案内図及び写真 - 対象ブロック塀等の長さが確認できる配置図 - 対象ブロック塀等の高さが確認できる立面図 - 対象ブロック塀等の除却後にフェンス等を新設する場合に、建築基準法を遵守する旨の誓約書 - その他区長が必要と認める書類
○ ブ ロ ッ ク 塀 改 善 工 事 事 業	- 上記、ブロック塀等除却工事事業の 1 から 3 までの書類 - 対象ブロック塀の長さ及び建築基準法上の道路に越境していないことが確認できる配置図 - 現在の対象ブロック塀の高さ及び改善後の塀等の高さが確認できる立面図 - その他区長が必要と認める書類
○ ブ ロ ッ ク 塀 等 建 替 え 工 事 事 業	- 上記、ブロック塀等除却工事事業の 1 から 5 までの書類 - 確認申請を要する場合は新設フェンス等の確認済証の写し - 新設フェンス等の配置図 - 新設フェンス等の立面図 - 新設フェンス等の構造詳細図 - 対象ブロック塀等の除却後にフェンス等を新設する場合に、建築基準法を遵守する旨の誓約書 - その他区長が必要と認める書類

別表第 2（第 1 2 条関係）

ブロック塀等安全対策支援事業完了報告書（別記第 9 号様式）に添付する書類	
○ ブ ロ ッ ク 塀 等 除 却 工 事 事 業 ・ ブ ロ ッ ク 塀 改 善 工 事 事 業	1 契約書（写） 2 領収書等（写） 3 工事内訳書（写） 4 写真（着手前・中間時・完了後） 5 変更の内容を確認できる書類（変更がある場合） 6 その他区長が必要と認める書類
○ ブ ロ ッ ク 塀 等 建 替 え 工 事 事 業	1 上記、ブロック塀等除却工事事業・ブロック塀改善工事事業 1 から 6 までの書類 2 検査済証（確認申請を要する場合）